

議案第88号

大阪市下水道条例の一部を改正する条例案

大阪市下水道条例（昭和35年大阪市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第3（第20条関係） [表 別紙2 挿入]	別表第3（第20条関係） [表 別紙1 挿入]
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[ ]の記載は注記である。	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大阪市下水道条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用許可期間中の占用料について適用し、施行日前の占用許可期間中の占用料の額については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、占用許可期間が1年以内の占用で、施行日前に許可を受けたものに係る占用料の額については、当該許可期間中に限り、なお従前の例による。

[別表第3 別紙1]

占用物件	単位	占用料	
		等級	
		1等	2等
第1種電柱並びにその支柱及び支線柱	1本につき1年	4,600円	
第2種電柱並びにその支柱及び支線柱		7,000円	
第3種電柱並びにその支柱及び支線柱		9,500円	
第1種電話柱並びにその支柱及び支線柱		4,100円	
第2種電話柱並びにその支柱及び支線柱		6,500円	
第3種電話柱並びにその支柱及び支線柱		9,000円	
[同左]			
公衆電話所	1個につき1年	8,200円	
郵便差出箱及び信書便差出箱		3,400円	
電らん及管路 び埋設管 類	長さ1メートルにつき 1年	外径が0.07メートル未満のもの	170円
		外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの	240円
		外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの	370円
		外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの	490円
		外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの	730円
		外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの	980円
		外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの	1,700円
		外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの	2,400円
		外径が1メートル以上の もの	4,900円

	その他のもの	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	2,400円	
通路、板囲その他これらに類するもの	工事用	占有面積 1 平方メートルにつき 1 月	1,500円	990円
	その他のもの	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	5,400円	3,600円
建築物			近傍類似の土地の時価に0.011を乗じて得た額	
[同左]			[同左]	[同左]

[備考 同左]

[別表第3 別紙2]

占用物件	単位	占用料	
		等級	
		1等	2等
第1種電柱並びにその支柱及び支線柱	1本につき1年	5,200円	
第2種電柱並びにその支柱及び支線柱		8,000円	
第3種電柱並びにその支柱及び支線柱		10,800円	
第1種電話柱並びにその支柱及び支線柱		4,600円	
第2種電話柱並びにその支柱及び支線柱		7,400円	
第3種電話柱並びにその支柱及び支線柱		10,200円	
[略]			
公衆電話所	1個につき1年	9,300円	
郵便差出箱及び信書便差出箱		3,900円	
電らん及管路 び埋設管 類	長さ1メートルにつき 1年	外径が0.07メートル未満のもの	
		200円	
		外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの	
		280円	
		外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの	
		420円	
		外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの	
		560円	
		外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの	
		840円	
		外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの	
		1,120円	
外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの			
2,000円			
外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの			
2,800円			
外径が1メートル以上の もの			
5,600円			

	その他のもの	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	2,800円	
通路、板囲その他これらに類するもの	工事用	占有面積 1 平方メートルにつき 1 月	1,900円	1,280円
	その他のもの	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	6,200円	4,100円
建築物			近傍類似の土地の時価に 0.010 を乗じて得た額	
[略]			[略]	[略]

[備考 略]

令和6年2月22日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

下水道の敷地の占用に係る占用料を改定するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。